第三十八条第二項を次のように改める。

2　前項の場合（法第九十九条第七項の規定を法第二百十一条第四項において準用する場合に限る。）において、前項第二号及び第七号から第十号までに掲げるものの額（同項第九号に掲げるものにあっては基本的項目の額から控除資産の額（同項第一号及び第三号から第六号までに掲げるものの額の合計額をいう。）を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とし、同項第十号に掲げるものにあっては基本的項目の額の五十パーセントに相当する額を限度とする。）並びにその他有価証券評価差額金（貸借対照表の純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正となる場合における当該評価差額をいう。）その他基本的項目の額以外の貸借対照表の純資産の部に計上されるものの額の合計額（第百条の二第二項において「補完的項目の額」という。）が基本的項目の額を超えてはならない。

第三十八条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「第一項第十九号」を「第一項第九号」に改め、同項第三号及び第四号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「第一項第十九号及び第二十号」を「第一項第九号及び第十号」に改め、同項第三号及び第四号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第七項」を「第四項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　劣後特約付借入金の借入先が子会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特定目的会社を除く。）をいう。以下同じ。）又は関連会社である場合　当該劣後特約付借入金の額

第三十八条第九項を同条第六項とし、同条第十項中「第七項第三号又は第八項第三号」を「第四項第三号又は第五項第三号」に、「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「第七項第三号又は第八項第三号」を「第四項第三号又は第五項第三号」に改め、同項第一号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同項を同条第八項とし、同条に次の五項を加える。

9　第一項第一号ハに掲げる前渡金のうち、仕入れに係る消費税の前渡金であって、その額がその他の預り金に計上した売上げに係る消費税の額に達するまでのものについては、その額を当該前渡金の額から控除することができる。

10　次の各号に掲げるものについては、その額から当該各号に定める額を控除することができる。

一　第一項第一号ロに規定する短期貸付金　当該短期貸付金の貸付先から預託を受けている担保金その他の資産の評価額

二　第一項第五号イに規定する関係会社が発行した有価証券　当該有価証券に担保として付されている担保金その他の資産の評価額

三　第一項第六号に規定する第三者のために担保に供されている資産　当該第三者から預託を受けている担保金その他の資産の評価額

11　第一項第一号ロ及び第五号イの「関係会社」とは、次に掲げる者をいう。

一　商品先物取引業者の親会社

二　商品先物取引業者の子会社

三　商品先物取引業者の関連会社

四　商品先物取引業者の親会社の子会社（財務諸表等規則第八条第三項及び第七項の規定により当該親会社の子会社とされる者（当該商品先物取引業者及び前三号に掲げる者を除く。）をいう。）

五　商品先物取引業者の親会社の関連会社（財務諸表等規則第八条第五項の規定により当該親会社の関連会社とされる者（第三号に掲げる者を除く。）をいう。）

12　第一項第一号ロ及び第五号イの「連結会社」とは、次に掲げる者をいう。

一　商品先物取引業者（連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社又は外国におけるこれに相当する者をいう。次号において同じ。）に限る。）の連結子会社（同条第四号に規定する連結子会社又は外国におけるこれに相当する者をいう。次号において同じ。）

二　商品先物取引業者及び前号に掲げる者を除く。）

13　前各項に規定するもののほか、純資産額の計算に関し必要な事項は、主務大臣が定める。

第四十四条第一項第七号中「（平成十六年法律第百五十四号）」を削る。

第五十条第一項中「帳簿その他業務に関する書類を別にして」を削る。

第五十五条の七中「第三十六条第一項各号」を「第三十三条の六第四項各号」に改める。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条　削除

第六十六条第五号中「第七条第一項第三号」を「第九条第一項第三号」に改める。

第六十七条第一項中「第百七十条第一項」を「第百七十条第二項」に改める。

第六十八条中「第百七十条第二項」を「第百七十条第三項」に改め、同条第一号中「第百七十条第一項」を「第百七十条第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

三　当該業務を廃止した理由

第七十条第一号中「商品取引債務引受業」を「商品取引債務引受業等（法第百七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二号及び第六号中「商品取引債務引受業」を「商品取引債務引受業等」に改める。

第七十一条中「第百七十五条第二項第六号」を「第百七十五条第二項第七号」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一　法第百七十条第一項の業務を営む場合にあっては、当該業務に関する事項

二　商品取引債務引受業等に附帯する業務を営む場合にあっては、当該業務に関する事項

第七十一条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　金融商品債務引受業等その他商品取引債務引受業に関連する業務を営む場合にあっては、当該業務に関する事項

第七十一条に次の一号を加える。

六　商品市場における取引に係る受渡しの決済のために預託される金銭及び有価証券その他の物に関する事項

第七十八条を次のように改める。

第七十八条　削除

第七十九条の見出し中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同条中「第百九十二条第一項第五号」を「第百九十二条第一項第六号」に改め、同条第一号中「資本金の額」の下に「、出資の総額又は基金の総額」を加え、同条第二号中「取引等」の下に「（商品清算取引を除く。）又は外国商品市場取引等（外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引を除く。）」を加え、「商品市場」を「場合には、当該受託に係る商品市場又は外国商品市場（当該商品市場を開設する商品取引所又は当該外国商品市場を開設する外国商品市場開設者の名称又は商号を含む。）」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「加入する」を「国内の営業所又は事務所において法第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行う場合には、加入する」に、「第二百九十六条」を「第六章」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第八十条の見出し中「商品取引受託業務許可申請書」を「商品先物取引業の許可申請書」に改め、同条第一項各号を次のように改める。

一　定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）

二　登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面及び国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書）

三　直前三年の各事業年度の計算書類等及びその附属明細書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずる書類）

四　法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面